

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

奄美市農業委員会

第 1 2 回定例総会議事録

署名委員 榮 清 安

署名委員 朝 郁 夫

奄美市農業委員会第12回定例総会議事録

1. 招集日時 令和5年12月22日(金) 午後2時30分～

2. 招集場所 アマホーム PLAZA 3階大会議室 (市民交流センター)

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚昭三十

4. 欠席委員 0名

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利支所主幹	竹山 和幸
住用会計任用職員	朝井 光徳		

6. 報告事項

- ・1月の総会日程について
- ・農地パトロールについて

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 議案第77号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第78号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第79号 | 非農地の認定について |
| 議案第80号 | 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定の合意解約）の決定について |
| 議案第81号 | 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について |
| 議案第82号 | 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について |

議長	(岸田 会長) ただいまの出席委員は１６人、欠席者は０名であります。 総会は成立いたしました。 これから、令和５年第１２回定例総会を開会いたします。 それでは、議事日程に入ります 日程第１ 会議録署名委員の指名を行います。 本総会の会議録署名委員には、４番 榮 委員と５番 朝 委員のお二人を指名いたします。 日程第２ 会期の決定を議題といたします。 本日の総会は日程通知のとおり議案第７７号から議案第８２号までの６件を予定しております。 お諮りいたします。 会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、本総会の日程は本日１日と決定いたしました。 本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。 日程第３ 議案第７７号 農地法第３条の規定による許可申請、No.４３～No.４４についてを議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(池 局長) 議案第７７号の３条許可申請について １ページをお開き下さい。 今月の農地法第３条の許可申請は２件でいずれも売買の申請でございます。

議長	2 ページをお開き下さい。 NO. 4 3 の申請農地につきまして、農地区分は第 2 種農地であります。 譲渡人の 1 筆の農地の面積は 3 3 4 m²で売買による所有権移転の申請となります。 また、農地取得後は、主に野菜を栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。 1 5 ページをお開き下さい。 NO. 4 4 の申請農地につきまして、農地区分は第 1 種農地であります。 譲渡人の 2 筆の農地の合計面積は 1 , 4 4 1 m²で売買による申請となります。 また、農地取得後は、野菜、タンカンを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。 以上 2 件でございます。 (岸田 会長) それでは No. 4 3 ～ No. 4 4 について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について順次調査報告お願いいたします。
1 3 番	(田中委員) 譲受人についての説明 農地法第 3 条の規定による No. 4 3 の譲受人について調査報告を致します 1 2 月 1 9 日、午後 1 時、譲受人の自宅で話しを聞くことが出来ました 土地の所在等書類の記載内容に間違いのないとの事でした。 川に隣接した農地で、この土地の川向に譲受人が所有する、タンカン園があります。 本人は高齢ではありますが、息子さんが最近島に戻ってこられてそう で、一緒に耕作をしていく予定とのことでした。 以上、報告いたします。
1 2 番	(山田 委員) 譲渡人についての説明 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 4 3 の件について報告致します 1 2 月 1 7 日、午後 5 時 3 0 分頃、譲渡人宅へ電話をして聞き取りを致しました。 許可を受けようとする土地の所在等は記載通りで間違いありません。 売買での所有権移転で面積は 3 3 4 m²、対価は 1 0 万円です。 他に 2 名、土地の所有権を持っている方がいらっしゃいますが 1 4 ページに行政書士への委任状が付いていて、その中で委任者は上記代理人行政書士が作成した農地法第 3 条申請書の記載事項を了解し、その内容につき確認のうえ承諾する、と同意されています。

	この農地は、父親が生存の頃は使っていたが亡くなってからは全く使っていないとのことでした。 以上、ご報告いたします。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
1 3 番	(田中 委員) 土地についての説明 農地法第3条の規定によるNo.43の土地について調査報告を致します 12月18日午前10時、現地を確認しました。 5ページをご覧ください。土地は仲勝集落の奥、クリーンセンターへ上がる山道の手前になります。 現在、この農地は草が腰の高さに位に生えており、草刈りをすれば畑として使用できそうな状況です。 第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号 については別紙のとおりでありますので報告致します。 ご審議の程よろしくお願い致しますとの事でした。
議長	(岸田 会長) 続いてNo.44について調査報告をお願いします。
1 2 番	(山田 委員) 譲受人についての説明 農地法第3条の規定による許可申請、No.44の件について報告致します 12月15日、午後3時30分頃、譲受人の面談の段取りをすべく、電話をいれたところ、鹿児島出張中で来週の月曜日に帰るとのことでしたが予定がずれても困りますので、そのまま電話にて聞き取りをさせていただきました。 現在でも、自己所有の土地でタンカンと野菜を植えているようなので、新しく農地を購入しても、営農計画書とおりの自家用でタンカン、野菜を栽培していきますとのことでした。 以上、ご報告いたします。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
1 4 番	(柿園 委員) 譲渡人、土地についての説明 農地法第3条の規定による、No.44の譲渡人についての調査及び土地の報告を致します 12月18日、月曜日午後2時頃に住用分室の朝井さんと現地の畑にて譲渡人と話しを伺いました。東仲間集落の近くで農振農用地域となっております。地番、面積及び対価等については申請書のとおり間違いのないとのことでした。 その後、譲渡人立ち合いの下、現地確認を致しました。資料17、18ページ記載のとおりです。現在はパイナップル、バナナ、野菜が栽培され又、牧草等で管理されておりました。 第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号 については別紙のとおりでありますので報告致します。 委員の皆様、ご審議をよろしくお願い致します。

議長	(岸田 会長) それではNo.4 3、No.4 4に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第7 7号 農地法第3条の規定による許可申請、No.4 3～4 4について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 日程第4 議案第7 8号 農地法第5条の規定による許可申請No.2 7について議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(池 局長) 議案第7 1号 5条の許可申請について 2 5ページをお開き下さい。 今月の5条申請は1件で売買の申請でございます。 2 6ページをお開き下さい。 No.2 7につきましては、4月の総会で不許可通知となりました農地でございます。 登記簿上、仮登記は〇〇となっていますが、所有者は〇〇さんでありますので申請は〇〇さんとなります。 今回は不許可申請となった〇〇が受け人ではなく、個々による申請の提出となります。 また、別紙として代替地の検討結果として添付もされており、所在等につきましては龍郷町の確認もいたしたところであります。 今回の申請内容といたしましては1筆の農地面積3,6 2 1 m²であります。申請地の農地区分は第2種農地であります。

	申請内容は宿泊施設、駐車場などを建設するための売買による所有権移転でございます また、今回の申請につきましては3,000㎡を超える申請であることから奄美市において承認許可となれば来年の1月10日に開催する定例常設審議委員会による意見聴収として説明を求められ県に提出することとなります。 以上1件でございます。
議長	(岸田 会長) それではNo.27について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について順次報告をお願いします。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲受人についての説明 農地法第5条の規定によるNo.27について、調査報告を致します。 12月18日月曜日、午前9時58分頃に譲受人の会社担当者に電話でお話を聞くことが出来ました。 譲受人は宿泊施設の建設を行うことが目的の申請と言うことです。 申請内容について確認しましたが、記載内容に間違いのないことでした。 皆様のご審議をお願いします。
12番	(山田 委員) 譲渡人についての説明 農地法5条第1項の規定による許可申請のNo.27について、調査報告致します。 譲渡人が高齢で娘さんと12月16日午後3時頃に経営しているお店へ訪問して、お話を聞くことができました。 譲渡人とする5条の申請は4月にも提出されています。 その際には〇〇が譲受人で建築条件付土地販売を申請され、却下されています。 譲渡人の状況は土地の所在、地目、面積、利用状況等も4月と何ら変わることはありませんとのことでした。 申請書の写しも貰っていました。土地の取得の対価等も間違いありませんとのことでした。 ご審議の程よろしく願いいたします。
7番	(里 委員) 土地についての説明 農地法第5条の規定による許可申請について、No.27の土地について調査報告をさせていただきます。 12月18日、午前10時30分に笠利分室の中村さん、竹山さんと推

議長	進員の福さんと自分と申請地の農地に於いて農地の現状確認調査を行いました。 申請地は以前、4月にも5条申請が提出された農地でもあります。 長年に渡りサトウキビが栽培されており前回においてハーベスターで刈り取った状態でありましたが今回に於いてはサトウキビが栽培されている状態でした。 事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。農地の場所に於いては29ページをお願い致します。大笠利カトリック教会近くで周辺は住宅地で農地には問題ないと思います。 委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。 (岸田 会長) それではNo.27に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第78号 農地法第5条の規定による許可申請, No.27については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。
事務局	日程第5 (岸田 会長) 議案第79号 非農地の認定についてNo.24～No.26を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 (池 局長) 議案第79号 非農地証明願いについて 43ページをお開き下さい。 今回の申請は住用地区が1件、笠利地区が2件の申請です。 44ページをお開き下さい。

No. 2 4 につきましては奄美市住用町大字役勝の 4 筆の申請であります。
4 6 ページの位置図 4 7 ページの案内図から国道 5 8 号線を住用総合支
所から南西へ役勝バス停の真向かいの農地が申請でございます。
ここは豪雨災害により農地が水浸しとなり農地として使用できなくな
り、今回申請となりました。以前から駐車場、資材置き場としての使用
をしており始末書添付の申請であります。

5 4 ページをお開き下さい。

No. 2 5 につきましては奄美市笠利町大字手花部の 1 筆の申請でありま
す。

5 7 ページの案内図から申請地の周辺は東側に前肥田集落があり、後方
は山林となっています。

申請地は原野化されている状況であります。

5 9 ページをお開き下さい。

No. 2 6 につきましては奄美市笠利町大字中金久の 9 筆の申請でありま
す。

6 3 ページの案内図から申請地の周辺は全体的に湿田地帯であり後方は
山林となっています。

また、9 筆中 4 筆については農振地区であります。

以上 3 件でございます。

議長

(岸田 会長)

本案に対する担当調査委員による報告をお願いします。
まず、No. 2 4 から順次調査報告をお願いします。

4 番

(榮 委員) 願出人と土地についての説明

非農地証明願 No. 2 4 について調査報告を行います。

1 2 月 1 8 日、月曜日、午前 1 0 時に申請人と立ち合いの下、事務局の
朝井さん、私の 3 人で当該申請地において現況確認を致しました。

5 2 ページの始末書の経過記載にありますように度重なる役勝川の氾濫
に伴い流入した土砂、土石等の処理に困惑された状況は容易に想像出来
ました。

議長	48ページから51ページを参照ください。 白黒のコピー写真で多少見づらい部分もありますが、ご了承ください。 全体的に大、中、小の川石が混ぜ込まれた表層面に雑草が茂り河原に見られる石ころの広場という印象を受けました。 この現状を農地として再生するには些か困難であろうかと予想いたしました。 審議の程よろしく願いいたします。 (岸田 会長) No.25 願ひします
2 番	(泉 委員) 願出人と土地についての説明 申請地は前肥田港からの市道を山沿い100m程行った所に位置しており、申請地の確認は申請人が体調不良のために代わりに申請人の奥さん、前田推進員、中村、竹山農業委員会事務局、私で12月18日、月曜日午前9時に立ち合いの下で調査しました。 申請地は平成26年まではサトウキビ、芋、バナナなどの作付けをしていたが申請人が体調を崩してから農産を離農している。 3人の子供がいるが県外におり今後、農産をする見込みはない、申請地は全体が木に囲まれており農産用地としては利用できない状況にあり申請書のとおり非農地に該当すると判断します。
議長	(岸田 会長) 続いてNo.26 願ひします。
1 2 番	(山田 委員) 願出人についての説明 非農地証明願ひ申請No.26 について調査報告致します。 12月15日午前11時頃、電話にてお話しをお伺い致しました。 奄美市笠利町大字中金久9筆につきましては、土地の表示など記載通りで間違いありません。 昭和60年頃から田、畑と使用していない状況であり現在は草が生い茂り原野の状況であります。 土地の持ち分は1/5で他4名分の同意書が添付されております。 位置、案内図とも添付されております。 以上報告致します。 ご審議の程よろしく願いいたします。
1 3 番	(中棚 委員) 土地についての説明 土地について報告いたします。 12月18日午後1時20分に現地の畑に笠利分室長の中村さん、竹山さん推進員の丸田さんと私で現地の確認をいたしました。 土地の表示は59ページに書かれています。61ページの地籍図は上の

議長	方が下に、下の方が上に見られてください。 道は県道 6 0 1 号線、赤木名万屋・佐仁線になります。 現地は基盤整備がされていない場所になります。地目の田は山裾の一部で道路側にしかなく、田、畑に入る道路もなく田には大きなススキと低木が生えています。水捌けが悪い場所で半分以上が山で原野になっています。 現地を確認する限り非農地と判断されます。 皆さんのご審議の程よろしくお願いいたします。 (岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第 7 9 号 非農地の認定について No. 2 4 ～ No. 2 6 については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 日程第 6 議案第 8 0 号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定についてと議案第 8 1 号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	(池 局長) 議案 8 0 号 農用地利用集積計画（合意解約）の決定と 議案 8 1 号 農用地利用集積計画の決定について 6 7 ページの総括表、6 8 ページの終期管理表をお開き下さい。 議案 8 0 号、合意解約につきましては名瀬地区の 2 件で 2 筆分の 1, 1 2 3 m²、となっています。 解約の理由につきましては、畑を耕運する際、畑の条件が著しく悪く湿

田化により作物を定植することが出来ない条件等で今回、解約することとなりました。

72ページの総括表73ページの終期管理表をお開き下さい

議案81号利用権につきましては名瀬地区の2件で3筆分の1,639㎡を利用権設定するものです。

名瀬地区における1年契約1筆につきましては企画調整課による、「令和5年度奄美市紡ぐきよら郷事業助成金」による利用権設定です。

また、5年契約2筆につきましては小宿字亀佐にて野菜を栽培することとなっています。

以上、議案80号、81号の説明でございます。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第80号～81号の決定について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第7

議案第82号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	(池 局長) 議案 8 2 号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について 笠利地区における利用権につきましては 7 7 ページの総括表をお開き下 さい。 また、名瀬地区における利用権につきましては 7 8 ページの総括表をお 開き下さい。 農地中間管理機構における利用権の契約内容といたしましては名瀬地区 が 4 件で貸人 3 人に対し借り人が 3 人で 4 筆でございます。 面積は 2, 2 8 8 m²でございます。 笠利地区につきましては 4 6 件で貸人 7 人に対し借り人が 8 人で 4 6 筆 でございます。 面積は 8 6, 9 6 8 m²でございます。 以上であります。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第 8 2 号の決定について承認することに決定し、その旨を市長 に通知いたします。 以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。 連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

議長

< 協議会 >

1. 協議事項

- ※ 農地パトロールについて各地区の日程調整をお願いします。
本日、総会后各地区参集して日程の調整を決定してください

2. その他

- ※ 1月の定例総会の時間について

1月25日(木) 9:30～
市役所5階会議室

それでは、正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和5年12月22日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 榮 清安
署名委員 朝 郁夫
作成者 池 秀平